

緊急事態宣言の影響緩和に係る 「一時支援金」相談窓口を開設しました

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した事業者の皆様へ一時支援金を給付する制度が始まりました。相談窓口を開設しましたので、制度や申請手続き等ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

相 談 窓 口

設 置 期 間	3月18日(木)～5月31日(月) 9:00～17:00(土日・祝日除く)
設 置 場 所	山口県下関市南部町21-19 2F 下関商工会議所内
相 談 方 法	●電話相談：フリーダイヤル 0120-774-784 ●窓口相談：事前にご予約をお願いします。 ※お問合せ多数の場合、電話がつながりにくくなる場合がございます。ご了承ください。
対 応 内 容	制度概要・申請方法の説明、電子申請のサポート等 ※申請に当たって、申請者は登録確認機関の事前確認を受ける必要がありますが、この相談窓口は事前確認を行うものではありません。(事前確認の方法については裏面をご参照ください。) ※電子申請サポートをご希望の方について、申請に必要な書類に不備や不足がある場合、申請できない場合がありますのでご注意ください。

緊急事態宣言の影響緩和に係る「一時支援金」とは？

対 象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により2019年比又は、2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者。

要 件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど
飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定しています。

または、

②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の
人流減少の影響を受けた者を想定しています。

支 給 額

● 中小法人等 上限60万円 ● 個人事業者等 上限30万円

申請方法

● 電子申請

申請期間

● 3月8日(月)～5月31日(月)

制度概要等詳細については

<https://ichijishienkin.go.jp/>



申請手順

申請ID の 発番

1

一時支援金ホームページへアクセスする

一時支援金

検索

一時支援金の申請用HP(<https://ichijishienkin.go.jp/>)



2

仮登録(申請ID発番)するボタンを押して、電話番号、メールアドレス、法人番号(中小法人等の場合)を入力し、申請区分を選択して、仮登録する

3

入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、ログインID及びパスワードを設定すると、申請IDが発番され、マイページが作成される

4

書類を準備の上、登録確認機関に事前確認を依頼する

※登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください

<https://ichijishienkin.go.jp/>

登録確認機関とは・・・

- ① 認定経営革新等支援機関:
中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた税理士、中小企業診断士、行政書士など
- ② 認定経営革新等支援機関に準ずる機関:商工会、商工会議所、預金取扱金融機関等
- ③ ①②を除く機関または資格を有する者:
税理士、公認会計士、行政書士、中小企業診断士等

登録確認機関検索サイト

<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>



事前 確認

5

登録確認機関の確認を受ける

6

[マイページ]にて

● 基本情報

基本情報と、
ご連絡先

● 売上額

入力すると、申請金額を
自動計算

● 口座情報

[通帳の写し]を
アップロード

を入力

7

必要書類を添付 ● 確定申告書類の控え ● 売上減少となった月の売上台帳等の写し
● 履歴事項全部証明書(法人)又は本人確認書類(個人) など

※スマホなどの写真画像でも可(できるだけきれいに撮影してください)

一時 支援金 の申請

一時支援金の申請

一時支援金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡します。



お問い合わせ先

国

一時支援金事務局(お問い合わせ・相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口)

0120-211-240 または 03-6629-0479(通信料がかかります)

8:30~19:00(土日、祝日含む全日対応) 申請サポート会場:山口井筒屋2F

山口県

一時支援金相談窓口(下関商工会議所内)

0120-774-784 平日9:00~17:00対応 土日・祝日除く